

# 利用料金について

## 会議室・練習室系

1. 営利目的(営業、宣伝、PR、販売、顧客サービス、入場料徴収等の商業活動)で利用する場合は、営利・営業・入場料徴収の欄が該当金額となります。
2. 交流スクエアの料金は、営利目的(営業、宣伝、PR、販売、顧客サービス、入場料徴収等の商業活動)及び関係者のみを対象にして利用する場合の料金です。それ以外は料金を徴収しません。
3. 利用料金の合計金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てます。
4. 午前と午後または午後と夜間にわたって利用する場合は、それぞれの中間時間は料金を徴収しません。
5. 利用時間の超過及び繰上承認を受けた場合の1時間当たりの超過及び繰上利用料金は、以下のとおりとします。
  - 1) 9時以前または12時～13時の場合……………午前料金 × 1/3 × 1.2 の額
  - 2) 17時～18時の場合……………午後料金 × 1/4 × 1.2 の額
  - 3) 22時以降の場合……………夜間料金 × 1/4 × 1.2 の額
6. 附属設備の利用料金は午前(9:00～12:00)、午後(13:00～17:00)及び夜間(18:00～22:00)の時間区分における1区分毎の料金となります。(ホール系の冷暖房設備・追加技術者を除きます)

[例] 第1リハーサル室で譜面台(演奏者用)を10台、午前・午後・夜間の3区分利用された場合：  
110円 / 台 × 10台 × 3区分 = 3,300円

7. リハーサル等で附属設備を利用される場合にも附属設備利用料金が必要です。
8. ピアノの利用料金には調律料は含まれていません。(ピアノの調律は利用時間内にお願いします。)
9. 持込機器用コンセントを利用される場合は、1キロワットにつき1口として計算します。1キロワット未満の端数があるときは、その端数を1口として計算します。電気容量の計算は、持込機器ごとの最大電力量の合計とします。
10. 文化団体登録をしていただくと、入場料加算がかからなくなる制度がございます。詳しくはアルカス SASEBOまでお尋ねください。
11. 利用料金は消費税を含みます。